

平成20年9月10日

建設工事関係者 各位

新潟市水道局  
業務部財務課  
技術部管路課

## 工事請負契約における「単品スライド条項」の運用及び 対象資材の拡充について

### 1, 運用基準

- 平成20年8月12日付け、新潟市ホームページ「工事請負契約約款第26条第5項の運用マニュアル（初版）について」を準用します。

### 2, 拡充内容

- 「鋼材類」にダクタイル鋳鉄管類及びその他を含むこととします。また、「鋼材類」「燃料油」の2品目以外の主要工事材料についても、価格の著しい上昇が認められる場合は、適用できるものとします。

#### ◆ 拡充適用開始日

平成20年9月10日

拡充資材において、工期の末日がこの適用開始日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工事が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ平成20年10月31日までの場合は、これを行なうことができるものとします。

### 3, その他

- 運用基準及びマニュアルは暫定的なものであり、今後追加・修正等が行なわれることがあります。追加・修正等を行なった場合は新潟市ホームページ・新潟市水道局ホームページにてお知らせします。

問合せ先

新潟市水道局 業務部財務課  
技術部管路課

Tel 025-266-9311(代表)